損失の処理に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処理損失		659,639,266
当期総損失	659,639,266	
Ⅱ　損失処理額		659,639,266
前中期目標期間繰越積立金取崩額	659,639,266	
Ⅲ　次期繰越欠損金		—

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、文部科学省の指示に従い基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）については業務達成基準及び期間進行基準を、特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用しております。

更に設備災害復旧経費、及び教育・研究基盤維持経費についても文部科学省の指示に従い、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	６～50年
構築物	10～60年
工具器具備品	３～15年

なお、研究期間に定めがある受託研究収入等により購入した償却資産については、当該資産が当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な場合には、購入時において当該受託研究期間を耐用年数とし、当該資産を当該研究の終了後も使用する予定である場合には、税法上の法定耐用年数としております。当該取扱いについては、共同研究や受託事業等についても同様です。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされない教職員への賞与の支払いに充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされる教職員については、賞与引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における賞与引当増加相当額は当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額により計上しております。

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等の注記における退職給付引当増加相当額は基準第34に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）を採用しております。

７．収益及び費用の計上基準

附属病院の診療に係る収益は、主に健康保険組合等の保険者又は患者から支出された医療費（診療費）であり、当法人は患者に対して診療行為等のサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、診療行為等のサービス等を実施した一時点において充足されると判断し、収益を認識しております。

８．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料については、当分の間、評価方法は最終仕入原価法によります。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によります。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によります。

11．表示単位について

財務諸表は、千円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

ただし、損失の処理に関する書類（案）は、円単位で表示しております。

（収益認識に関する開示）

当法人は、教育・研究・診療業務を実施しており、以下に記載する内容を除き、国立大学法人会計基準第77における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

主なサービス等の種類と収益の額（国立大学法人会計基準第77）

附属病院の診療による附属病院収益額　28,370,063千円

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（貸借対照表関係）

１．翌期以降の運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　3,391,956千円

２．翌期の運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額　286,389千円

３．債務保証の総額

大学改革支援・学位授与機構債務負担金　16,702千円